

高浜町学習系ネットワーク更新およびシステム提供業務 公募型プロポーザル実施要項

1. 業務名

高浜町学習系ネットワーク更新およびシステム提供業務

2. 目的

本公募型プロポーザルは、高浜町（以下、本町）が、「GIGAスクール構想」の更なる推進を実現するための高浜町学習系ネットワーク更新およびシステム提供業務を行うにあたり、広く企画提案を募集し、最も優れていると認められる者を当該業務の特定者として選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

3. 業務内容

別添「高浜町学習系ネットワーク更新およびシステム提供業務仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書については選定された特定者の企画提案の内容に応じて変更することがある。

4. 履行期間

ネットワーク等構築期間：契約締結日から令和7年12月31日まで（予定）

運用開始：令和8年1月1日から（予定）

5. 契約月額限度額

契約初年度月額 1,400千円（税込み）

※月額料には初期費用（構築費用）は含まないものとし、初期費用については別途記入すること

6. 参加資格

- (1) 2025年度高浜町競争入札参加資格者名簿において登載がある者
- (2) 過去5年間に於いて、本町と同規模（児童生徒数800人程度）以上の自治体に対して、教育系ネットワークシステムの提供業務に関する受託実績があること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- (5) 本町から指名停止を受けていない者であること

7. 提出書類

(1) 参加申込書類

- ア. 参加申込書（様式1）

(2) 提案書類（7部）

ア. 提案書（表紙として様式2を使用すること）

①A4判サイズとし、ページ数を記入すること

※A3サイズ等を使用する場合はA4サイズに折りたたんで提出すること

②別紙仕様書に基づき作成のこと

③文字や図、表などの利用は自由とする

④専門知識を有しない者でも理解できるよう、なるべく技術用語等はわかりやすい言葉で表現すること。

イ. 提案書内容

①会社について

- ・会社概要
- ・業務実績

②ネットワーク構成について

③システム構成について

④作業工程について

⑤保守運用、支援体制等について

(3) 見積書（1部）

ア. 見積書は、高浜町長宛の代表印を押印した正式見積書を提出すること

イ. 見積書には、人件費諸経費等の積算の内訳がわかるように詳細に記載すること

ウ. 見積書には税抜き価格を記載し、その旨を明示すること

エ. 提案書等とは別の封筒に入れて提出すること

(4) 提出書類にかかる留意事項

ア. 応募1事業者につき、申請は1件とする

イ. 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする

ウ. 提出された書類の訂正、追加及び再提出は認められない

エ. 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること

オ. 各書類の提出方法は、持参又は郵送とし、郵送の場合は提出期限必着とする

(5) 提出様式

様式に定めのあるものについては、高浜町ホームページからダウンロードして入手すること。

8. 提出先

〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎86-23-2

高浜町教育委員会事務局（担当：中畑）

電話 0770-72-7724

FAX 0770-72-2889

Email gakkou-edu@town.takahama.lg.jp

9. 選定スケジュール

参加申込書受付期間	令和7年8月5日（火）～令和7年8月12日（火）
質問受付期間	令和7年8月5日（火）～令和7年8月12日（火）
質問回答	令和7年8月14日（木）
提案書受付期間	令和7年8月14日（木）～令和7年8月20日（水）
審査の実施	令和7年8月28日（木）（予定）
審査結果の通知	令和7年9月1日（月）（予定）

10. 質疑応答について

本件についての実施要項及び仕様書等に関する質疑については、以下の手順により受け付ける。

- ア. 受付期限：令和7年8月12日（火）15時まで
- イ. 質問は所定の質問書（様式10）により、メールで受け付けるものとする
- ウ. 質問の際は、メールの表題の冒頭に「プロポーザルに関する質問」の文字を入れること
- エ. 質問に対する回答は、すべての参加者申込者に対し、メールにて回答する
- オ. 質問書の提出については、参加申込書提出後とする

11. 審査方法

- (1) 審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。選定にあたり、審査委員会を設置する
- (2) プレゼンテーション及び書類による審査の結果、最高得点を獲得した提案者を契約予定者として選定する
- (3) プレゼンテーションの順番は、関係書類の提出順で決定する
- (4) プレゼンテーション当日の詳細については別途通知する
- (5) プレゼンテーション会場への入室は3名以内とする
- (6) プレゼンテーション当日の追加資料の提出は不可とする
- (7) 審査基準については、別表評価表のとおりとする
- (8) プレゼンテーション予定日時及び場所等
 - ア. 予定日時：令和7年8月28日（木）
 - イ. 予定場所：高浜町役場
 - ウ. 内容：各業者準備5分、プレゼンテーション30分、質疑応答10分
 - エ. 準備物：提案説明に必要な資機材は各自で準備をすること。ただし、プロジェクター、スクリーン、電源ドラム、ホワイトボードは町で準備をする。

12. 結果通知

結果については、後日参加者全員に通知する

13. その他

- (1) 失格要件
 - 以下の場合には、審査委員会において審査の上、失格になることがある。

- ア. 企画提案書に嘘偽の記載・申告がある場合
- イ. 企画提案書に記載された配置予定職員・技術者が、担当できないことが明らかになった場合
- ウ. 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- エ. その他、審査委員会において不適當と認められた場合

(2) その他

- ア. 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする
- イ. 提出された企画提案書は返却しない
- ウ. 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は役場内及び審査委員会での使用に限る
- エ. 審査の結果によっては、特定者を特定せず、本手続きを終了する場合がある